

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 旭川厚生年金 事案233

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月10日から31年3月27日まで  
: ② 昭和32年7月10日から38年8月16日まで

平成12年8月15日、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

申立期間当時は、脱退手当金制度を知らなかったし、A社を退職する際に脱退手当金の説明をされた記憶も無い。その後、B社に係る脱退手当金を請求してしまったが、申立期間の脱退手当金が支給された記録になっていなければ年金を受給できたのではないかと思うと納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間①及び②を計算の基礎として支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、昭和48年4月1日以降と推認され、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された39年9月30日には、申立人は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかったことを踏まえると、年金受給に対する意識が高かったものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 4 月 30 日まで  
知人の紹介でA社を知って、面接を受けて正社員として採用になった。  
給与は、日給で月 1 回の支給であり、給与袋はその当時、親に渡していたため、中身を見たことはなかったが、会社から給与を受け取った時に、厚生年金保険料を引いていると言う話を聞いた記憶がある。自分としては厚生年金保険に加入していたものと考えていたので、同社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、当該事業所について法人登記された記録は見当たらず、当該事業所が所在していたと考えられる地域の商工会に照会したところ、当該事業所については確認できない旨の回答であったことから、当該事業所の所在、事業主の氏名等について確認することはできなかった。

また、申立人は同僚 3 人の名前を記憶しているとするが、姓のみの記憶であることから当該同僚を特定することはできず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。